平成２２年（フ）第２８３６号
札幌市豊平区福住２条８丁目14番30号
債務者　渡辺　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４０号
札幌市白石区平和通15丁目北17番14号　ルミエールマイン102号
債務者　佐々木典子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４５号
札幌市中央区南18条西11丁目１番24号　コーポアルファ101号
債務者　小松　博昭
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４８号
札幌市北区北36条西８丁目１番24号　ラ・ポァールアザブ403号
債務者　伊藤　幸子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５０号
札幌市北区新川３条14丁目３番27号
債務者　木明　美雪
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５６号
北海道千歳市新富３丁目３番14―401号
債務者　國廣　厚子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５７号
北海道石狩郡当別町川下2801番地
債務者　佐藤ユキコ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６０号
札幌市西区八軒10条西１丁目４番１号　ハイツとみた201号
債務者　平岡　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６２号
札幌市東区北14条東２丁目２番７号　マンションユリ206号
債務者　藤田　美和
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６３号
札幌市白石区中央２条６丁目１番14号　ハイツグレーシャス201号
債務者　武田　和憲
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６４号
札幌市白石区南郷通18丁目南４番１―203号
債務者　榊　　知美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６５号
札幌市東区北36条東19丁目１番14号
債務者　斉藤　広二
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６６号
札幌市東区北36条東19丁目１番14号
債務者　斉藤　照美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７２号
札幌市中央区南５条西10丁目1013番地３　サンハイツ南５条801号
債務者　武藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７３号
札幌市白石区栄通16丁目６番18号　コーポみずま203号
債務者　酒井　伸夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７８号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目１番11号　フローラ月寒Ａ―１号
債務者　櫻糀さとみ（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８０号
札幌市白石区本郷通10丁目北２番１―401号
債務者　中川　直己
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部